

4. 自然環境保全

(1) アカウミガメの保護

ア. アカウミガメ実態調査

開始年度：平成4年度

調査内容：市内表浜海岸一帯（直線距離13.5km）の上陸、産卵、ふ化状況について調査

調査員：豊橋市アカウミガメ実態調査員

アカウミガメ実態調査結果

| 調査年度 | 初上陸 | 最終上陸 | 上陸回数 | 産卵巣数 | 産卵成功率 | 平均産卵数 | 脱出率 |
|------|-------|-------|------|------|-------|-------|-----|
| H 4 | 5月15日 | 8月26日 | 200回 | 136巣 | 68% | 114個 | 53% |
| H 5 | 5月7日 | 9月24日 | 148回 | 97巣 | 66% | 103個 | 37% |
| H 6 | 5月28日 | 8月17日 | 75回 | 53巣 | 71% | 114個 | 56% |
| H 7 | 5月27日 | 8月24日 | 99回 | 65巣 | 66% | 116個 | 62% |
| H 8 | 5月20日 | 8月25日 | 81回 | 61巣 | 75% | 108個 | 52% |
| H 9 | 5月27日 | 8月17日 | 21回 | 7巣 | 33% | 99個 | 67% |
| H 10 | 5月26日 | 8月20日 | 23回 | 16巣 | 70% | 121個 | 51% |
| H 11 | 5月26日 | 9月9日 | 41回 | 30巣 | 73% | 114個 | 53% |
| H 12 | 5月27日 | 8月15日 | 54回 | 38巣 | 70% | 106個 | 56% |
| H 13 | 5月19日 | 8月16日 | 86回 | 60巣 | 70% | 112個 | 43% |
| H 14 | 5月25日 | 8月25日 | 71回 | 41巣 | 58% | 113個 | 54% |
| H 15 | 5月20日 | 8月15日 | 101回 | 68巣 | 67% | 113個 | 68% |
| H 16 | 5月26日 | 8月25日 | 55回 | 35巣 | 64% | 114個 | 65% |
| H 17 | 5月15日 | 8月23日 | 173回 | 82巣 | 47% | 103個 | 65% |
| H 18 | 6月4日 | 8月26日 | 55回 | 29巣 | 53% | 103個 | 57% |
| H 19 | 6月2日 | 8月28日 | 71回 | 34巣 | 48% | 115個 | 65% |
| H 20 | 5月21日 | 9月1日 | 168回 | 86巣 | 51% | 109個 | 65% |
| H 21 | 5月17日 | 8月24日 | 106回 | 72巣 | 68% | 106個 | 64% |
| H 22 | 5月16日 | 8月21日 | 130回 | 78巣 | 60% | 113個 | 71% |
| H 23 | 5月28日 | 9月4日 | 109回 | 66巣 | 61% | 114個 | 55% |
| H 24 | 5月12日 | 8月29日 | 327回 | 145巣 | 44% | 107個 | 75% |
| 平均 | 5月22日 | 8月25日 | 104回 | 62巣 | 61% | 110個 | 59% |

産卵成功率 = 上陸したウミガメが産卵に成功した割合

平均産卵数 = 1頭のウミガメが1回に産んだ卵の数の平均

脱出率 = 対象とする卵のうち、ふ化してさらに産卵巣から地表に脱出できた卵の割合

イ. 竜宮探検 表浜のアカウミガメ調査員養成講座

開催日：平成24年7月14日（土）

場所：五並地区市民館、表浜海岸（小島町ほか）

目的：アカウミガメの生態とそれを取り巻く表浜海岸の自然環境について認識・理解するとともに、アカウミガメの上陸・産卵調査や保護活動に関心のある市民を募集し、受講者の中から実態調査員希望者を発掘する。

内容：
・アカウミガメの生態
・表浜の地形と植物

（講師 豊橋市アカウミガメ実態調査員）
（講師 三河生物同好会会員）

- ・アカウミガメの上陸・産卵調査 (講師 豊橋市アカウミガメ実態調査員)
- 夜間調査(希望者のみ) (講師 豊橋市アカウミガメ実態調査員)

参加者数：13名

ウ.「アカウミガメの来る表浜海岸の自然観察会」の開催

開催日：【第1回】平成24年7月28日(土) 【第2回】平成24年8月4日(土)

【第3回】平成24年10月13日(土)

場所：【第1～2回】表浜海岸(小島町) 【第3回】表浜海岸(高塚町)

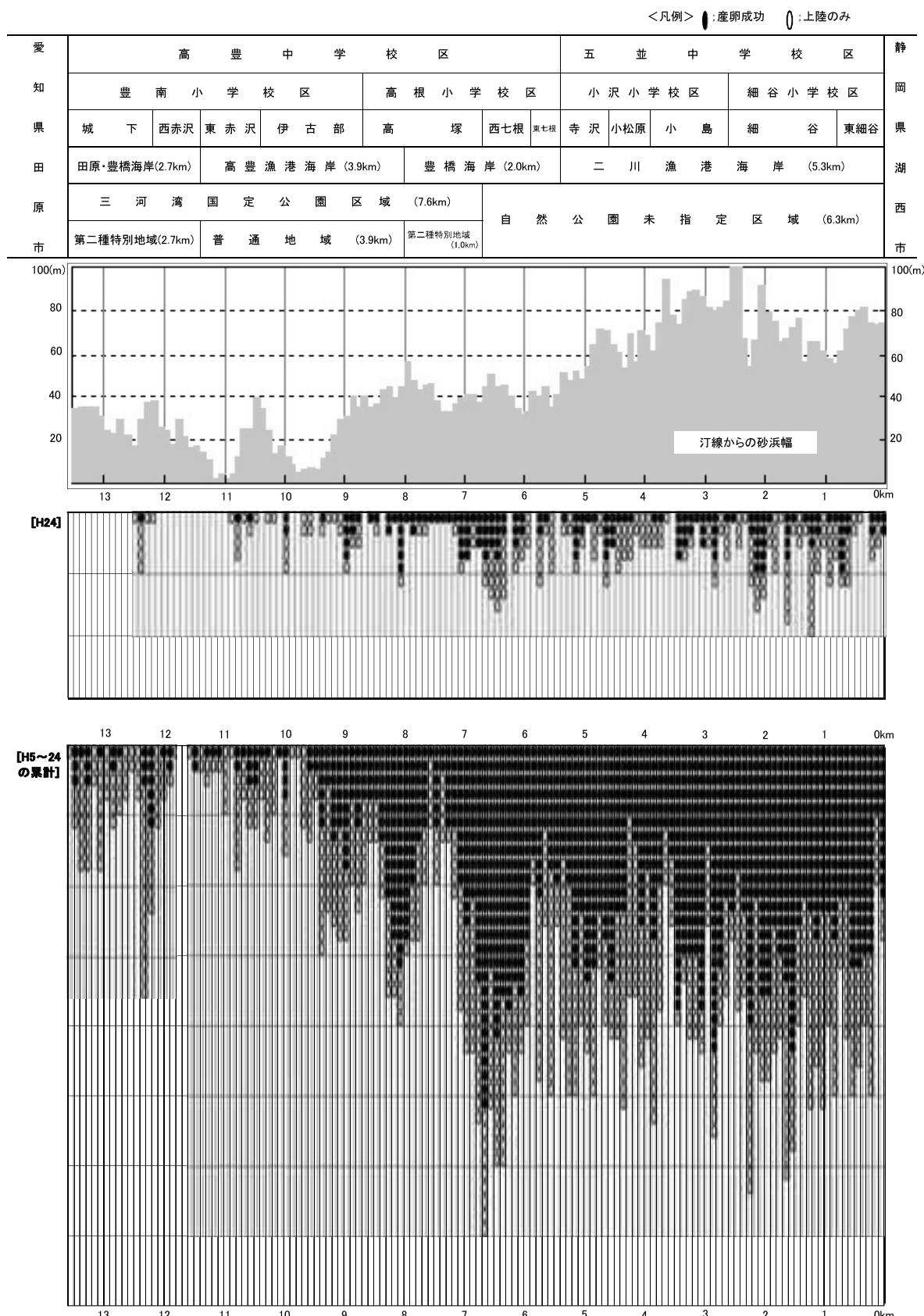
目的：アカウミガメの生態と保護の重要性を表浜の自然観察をとおして勉強し、自然の大切さを認識してもらう。

内容

| 項目 | 第1・2回共通 | 第3回 |
|----|------------------------|-------------------------------------|
| 内容 | ・一日調査員としてアカウミガメの上陸産卵調査 | ・海浜植物の観察 ・アカウミガメ産卵巣のふ化調査 |
| 指導 | ・豊橋市アカウミガメ実態調査員 | ・NPO法人東三河自然観察会会員 ・豊橋市アカウミガメ実態調査員 |

参加者数：【第1回】53名、【第2回】42名、【第3回】51名

参考1 豊橋市域アカウミガメ上陸・産卵分布(平成5年～平成24年)



海岸区分及び汀線からの砂浜幅は「高豊・二川漁港海岸保全計画(案)報告書 豊橋市(2002)」より作成し、()は海岸線延長距離を示す。

上陸産卵分布は県境を起点とした直線距離100m区間ごとの延べ上陸産卵頭数を示す。

西七根町のうち、浜辺川河口から寺沢町境までの区域は、東七根町として集計している。

参考2 表浜海岸における車両乗入れ規制について

1. 乗入れ規制をする目的

- ・市民が海岸を利用する上で安全性の確保
- ・アカウミガメをはじめ砂浜に生息する動植物の保護

2. 規制の方法

愛知県の表浜海岸の延長約47km(豊橋市・田原市)を、愛知県と豊橋市が規制した。規制の根拠は、自然公園法特別地域約35kmを自然公園法、残り約12kmを海岸法とし、告示により施行した。

3. 規制の内容と所管部局

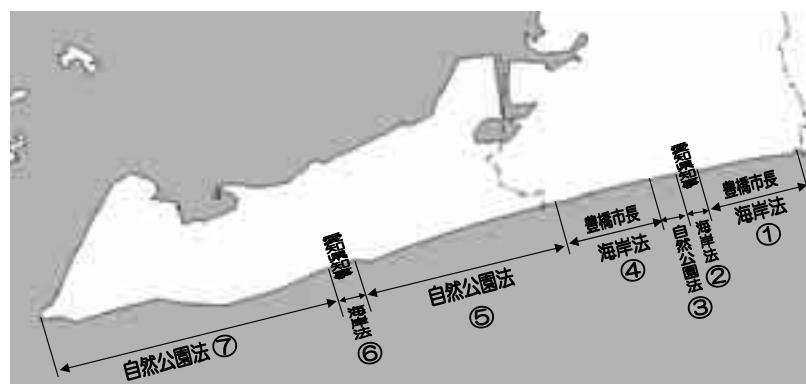
(1) 規制内容

| | 自然公園法 | 海岸法 |
|----------|--|--|
| 規制開始日 | 平成18年1月19日(木) | 平成18年1月31日(火) |
| 根拠 | 第20条第3項 | 第8条の2、第37条の6 |
| 規制対象区域 | 自然公園特別地域(三河湾国定公園内)延長35km | 海岸保全区域内及び一般公共海岸区域内で海岸管理者(愛知県知事、豊橋市長)が指定した区域延長約12km |
| 手続き | 知事の申し出により環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いたうえで規制区域を指定 | 海岸管理者(愛知県知事、豊橋市長)が規制の区域及び規制の対象となるものを指定 |
| 効果 | 指定区域内への車馬等の乗入れは許可制となる。但し、漁業を営むための乗入れは不要許可行行為である。 | 指定区域内へ自動車、船舶等をみだりに乗入れることはできない。但し、漁業を営むための行為は認められる。 |
| 違反に対する罰則 | 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 | 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金 |
| 対象 | 自動車、オートバイ、サンドバギー車等 | |

(2) 所管部局

| 区分 | 担当部局 | 距離 |
|-------------|----------------------|-------------|
| 自然公園法(特別地域) | 愛知県環境部自然環境課 | 約35km(図、、、) |
| 海岸法 | 国土交通省所管海岸 | 約1km(図) |
| | 農林水産省所管海岸(赤羽根漁港) | 約2km(図) |
| | 農林水産省所管海岸(二川漁港・高豊漁港) | 約9km(図、、) |

規制区域図面



(2) 汐川干潟の保全

ア. 汐川干潟自然観察会(田原市共催)

開催日:[春]平成24年5月20日(日) [秋]平成24年10月14日(日)

場所:汐川干潟(杉山町)

目的:市民が汐川干潟の自然について理解を深め、その保全に対する意識の向上を図る。

内容:汐川干潟を守る会会員により、野鳥や干潟の生き物の観察を実施

参加者数:[春]40人 [秋]53人

(3) 野生鳥獣の保護

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止と、鳥獣の飼養等について適正な管理を行うことを目的とし、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、平成15年度より愛知県から委譲された鳥獣保護事務(有害鳥獣捕獲許可(個体数調整含む)、愛がん飼養登録、ヤマドリの販売許可等)を行っている。

鳥獣保護事務実績

| 項目 年度 | 有害鳥獣捕獲許可 (個体数調整含む) | 愛がん飼養登録 | ヤマドリの販売許可 | 計 |
|----------|-----------------------|---------|-----------|-----|
| 平成22年度 | 46件 | 9件 | 0件 | 55件 |
| 平成23年度 | 39件 | 9件 | 0件 | 48件 |
| 平成24年度 | 44件 | 6件 | 0件 | 50件 |

(4) 法令等による指定状況

国定公園、県立自然公園

地域の自然環境を守る観点から、自然公園法及び愛知県立自然公園条例により、特別地域、普通地域に区分され、地域ごとに規制を受ける行為が定められている。本市では、三河湾国定公園及び石巻山多米県立自然公園の2つが指定されている。

国定公園・県立自然公園内の特別地域における各種行為許可・協議状況

平成24年度 (件)

| 行為の種類 | 自然公園名 | 三河湾国定公園 | 石巻山多米県立自然公園 | 計 |
|----------------------|-------|---------|-------------|----|
| 工作物(建築物、車道など)の新・改・増築 | | 14 | 20 | 34 |
| 木竹の伐採 | | 0 | 11 | 11 |
| 車馬の使用 | | 0 | 0 | 0 |
| 広告物の設置 | | 0 | 0 | 0 |
| 土地の形状変更 | | 0 | 3 | 3 |
| 植栽通知 | | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | 14 | 34 | 48 |

国定公園・県立自然公園内の特別地域における各種行為の審査指針（抜粋）

| 地域 行為 | 第2種特別地域 | 第3種特別地域 |
|----------|---|-------------------------------|
| 建築物の新改増築 | <p>高さ制限：13m（分譲地等内では10m）以下 敷地面積制限：分譲地等内の建築物、集合別荘等の敷地に限り1,000m²以上 建ペイ率、容積率制限（次に示す割合以下）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分譲地等内の建築物、集合別荘等 20%、40% ・その他の建築物 敷地が 500m²未満 10%、20% 1,000m²未満 15%、30% 1,000m²以上 20%、40% <p>地形勾配制限：建築物にかかる地形勾配は30%以下 建築面積制限：2,000m²以下 建築物の後退距離制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園事業道路等から20m以上 ・その他の道路、敷地境界線から5m以上 <p>その他、山稜線を分断しないなど自然景観を保全するための制限がある</p> | <p>20%、60%</p> <p>20%、60%</p> |
| 木伐竹の採 | 原則抎伐法による 風致景観上の一定の要件に応じ、単木抎伐又は一定条件以下の皆伐とする | とくに要件はなし |
| 広告物の置 | 営業所等の敷地内において、営業内容等を明らかにするために行われるもの <ul style="list-style-type: none"> ・高さ制限：5m以下 ・面積制限：5m²以下（面積は表示面積） ・色彩条件：強い印象を与えるものでないこと | |
| 土地形状の変更 | 集団的に建築物を造成するためのヒナ段式敷地造成、ゴルフ場の造成及び廃棄物の埋立による土地の形状変更是認められない。 | |
| 車使用馬の用 | 申請場所以外では目的を達成することができないと認められるものであり、次の基準のいずれかに適合するものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ・学術研究その他公益上必要と認められるものであること。 ・野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。 <p>地域の住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。</p> | |

国定公園、県立自然公園及び愛知県自然環境保全地域

三河湾国定公園(昭.33.4.10指定)

根拠法令 自然公園法(昭.32.6.1法律第161号)

本市域内指定面積 378ha · 第二種特別地域 302ha

· 普通地域 76ha

石巻山多米県立自然公園(昭.44.3.14指定)

根拠条例 愛知県立自然公園条例(昭和43.3.29条例第7号)

指定面積 2,061ha · 第一種特別地域 26ha

· 第二種特別地域 121ha

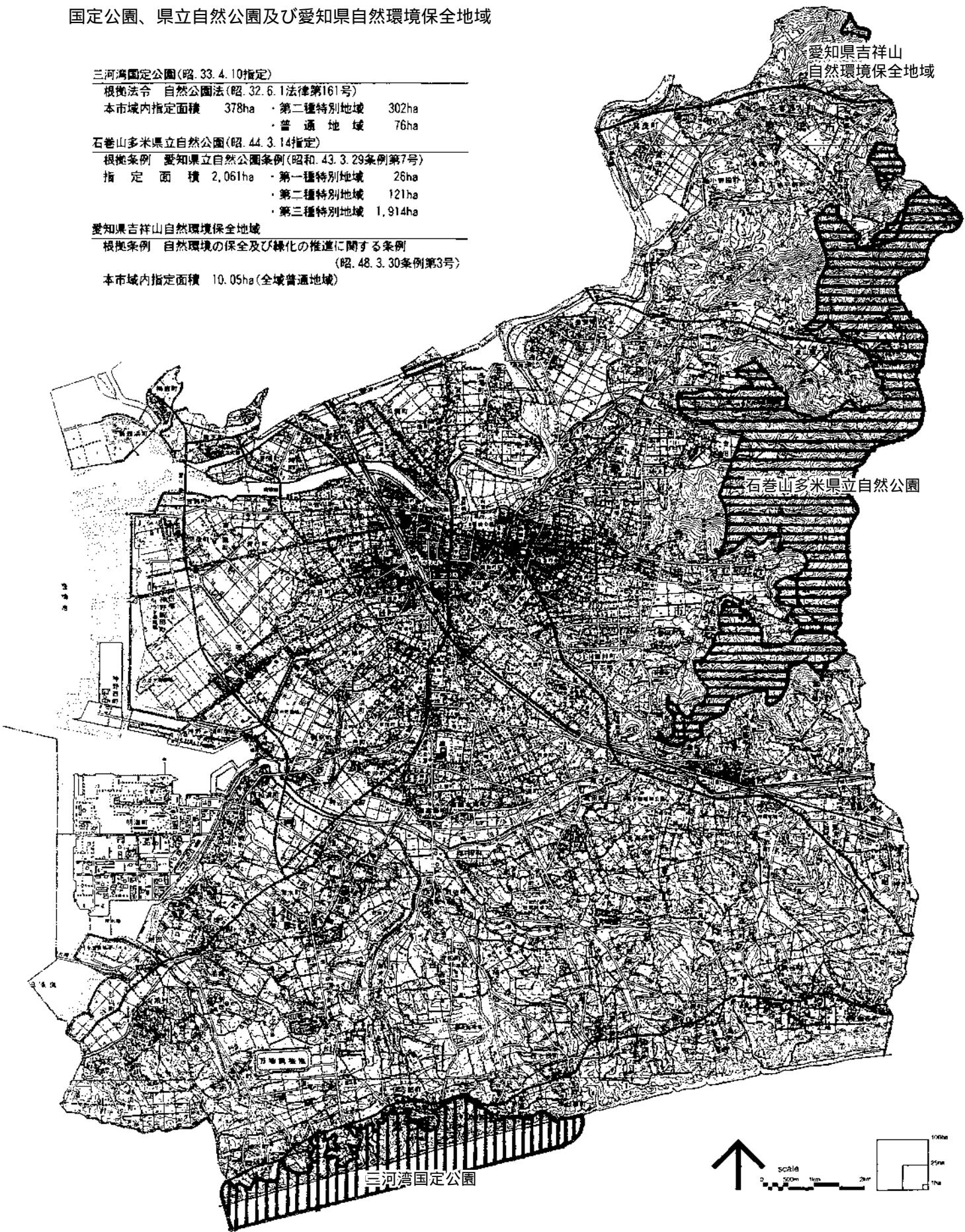
· 第三種特別地域 1,914ha

愛知県吉祥山自然環境保全地域

根拠条例 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例

(昭.48.3.30条例第3号)

本市域内指定面積 10.05ha(全域普通地域)



(5) 外来生物対策

周辺地域の生態系に著しく影響を及ぼす外来生物に対し、以下のような対策を行った。

ア . ヒガタアシ（イネ科の外来植物、学名：スバルティナ・アルテルニフロラ）

平成 23 年に本市内梅田側河口域等において、国内で初めてヒガタアシの生息が確認されたため、引き続き愛知県、豊橋市立章南中学校とともに駆除作業を実施した。



中学生によるヒガタアシ抜き取り作業の様子

イ . アルゼンチンアリ（昆虫、特定外来生物）

平成 23 年に本市明海町において、外来生物法における特定外来生物アルゼンチンアリの生息が確認されたため、引き続き薬剤による駆除作業を実施した。



明海町で確認されたアルゼンチンアリ